

ネパールの社会福祉

特定非営利活動法人 ミランクラブジャパン
理事長 マナダール マダーブ ナラエン

2021年4月14日(水)ネパールは2078年(ビクラム暦)の新年を迎えました。

教育現場では本来ならばすでに新しい年度の新学期が始まっている時期です。コロナの影響で進級に必要なSEE試験が6月に延期されたため、昨年一年生だった生徒たちは今でも一年生のままです。試験後の進級からの一学年分の勉強もきついスケジュールのものになりそうです。

ネパールではコロナワクチン接種は無料で行われていますが、まだまだ一部に留まっています。減少傾向にあったコロナ感染はまた拡大し始めていて、ロックダウンの心配も出ています。教育の遅ればかりではなく経済の停滞も心配です。学校に関して言えば、オンラインクラスになると授業料収入も減ってしまいます。

国にはコロナ支援を十分検討してほしいと思います。



ワクチン接種を受ける総理大臣

今回はこれまで政府が行っている社会福祉について簡単に紹介します。

現在のネパール憲法は2018年8月17日に改定され施行されたものです。ネパールで憲法はムルーキ・アインといいます。ムルーキは<国の>(国はムルク)そしてアインは<法>のことです。ネパールは憲法

第14条第1項で、国民の平等を定め、性別による差別も禁じています。

政府は1982年、男女平等において不利な立場の女性の自立を支えるため(特に農村の女性)希望者が融資を受けられるよう女性育成キャンペーンプログラムを行いました。その意志を引き継ぎ1995年「女性社会福祉省」が設立されました。2000年「女性・子供社会福祉省」と名前を変え、2018年にはより弱者に寄り添うためにも「女性・子供・高齢者省」となりました。

政府は、社会福祉に関するプログラムとして以下の事柄を定めています。

- (a) 子供、高齢者、障害者に関心を持ち福祉を提供する。
- (b) 国の発展への参加を促進し、女性の福祉、権利、利益を保護する。
- (c) 社会的弱者や非行少年の更生、自立の手助けをする。
- (d) 失業者、貧しい人々、そして障害者が尊厳のある生活がおくれるよう助ける。
- (e) 宗教団体、施設や福祉関係団体の活動を管理、支援を行う。
- (f) 地域コミュニティの福祉を大切にし、管理、支援を行う。

こうした法の事柄を尊重し、国民に対し憲法上の保障を行うことにしている。

1. 高齢者手当：

年金受給資格がない70歳以上の国民、ダリット(ヒンドゥー教に基づく身分制度の最底辺に位置付けられた人々)60歳以上のカルナリ県(ネパールの

- 北西地域、フムラやジウムラがある
在住の国民 ⇒500 ルピー/月
2. 独身女性、未亡人手当 (60 歳以上)
⇒500 ルピー/月
3. 障害者支援手当：
A) 16 歳以上の重度障害者
⇒1,000 ルピー/月
B) 16 歳以上の障害者
⇒300 ルピー/月
4. 児童保護助成金：
カルナリ県在住で 5 歳未満の子供
(一 가족 2 人まで) ⇒200 ルピー/月



5. 教育奨学金：
カルナリ県 (ネパールで一番識字率が低い) 在住者、全国のダリット、障害者、内戦による負傷者と戦死者を出した家族の学齢期の子供
⇒400 ルピー/月



屋外で学ぶカルナリの子供たち

6. 出産に係る助成金：
公立病院での妊婦の受診・出産費 ⇒
A) 山岳地帯 1,500 ルピー/月
B) 丘陵地帯 1,000 ルピー/月
C) タライ平原地帯 500 ルピー/月
7. カルナリ県在住者雇用手当：

- 失業者または年間 100 日に満たない
労働者 ⇒200 ルピー/日
8. 少数民族手当：
国が指定した少数民族 ⇒
A) 500 ルピー/月
B) ラウト族 1,000 ルピー/月



ラウト族の家族

9. 高齢者健康診断手当：
60 才以上 ⇒2,000 ルピー/2 年に 1 回
各手当は申請が必要で、役所に行けない人や、手続きが困難な人には地域の担当者がサポートしてくれる。

教育に関しての支援は法律でいくつか定められている。ネパールには義務教育制度はないが、公立学校は基本、授業料と教材費は無料となっている。昨年からは 1~5 年生まで簡単な給食を提供し始めている。これは貧しい地方では子供の成育状況が思わしくないことや学校へ来てもらうための苦肉の策とも言える。生理用ナプキンの配布も行われ始めている。しかしこれらは全てに行き渡っているものではない。

労働者に対するの社会保障制度も 2 年前に定められた。労働者は基本給の 11% が引かれ雇用主は各労働者の基本給の 20% を負担する。合計 31% が社会保障基金に収められる。1% は本人の健康保険料、0.27% は扶養家族の健康保険料、1.4% は傷害保険料、28.33% は年金保険料となる。年金は 15 年以上掛けることにより 60 歳から支給される。この制度はコロナのことで延期になっていて、これから始まっていく。